第四項から第七項までの規定並びに第二十五条の十二の四第四項の規定の適用については、これらの規定により当該各年分の必要経費又は取得費に算入すべき金額の計算の基礎となる当該適用年に法第三十七条の十三の二第一項の規定の適用を受けた控除対象設立特定株式（以下この条において「適用控除対象設立特定株式」という。）に係る同一銘柄株式一株当たりの同令第百五条第一項の規定により算出した取得価額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とし、当該同一銘柄株式一株当たりの同令第百十八条第一項の規定により算出した必要経費に算入する金額及び取得費に算入する金額は、当該控除に準じて計算した金額とする。

一　当該適用控除対象設立特定株式に係る同一銘柄株式一株当たりの当該適用年の十二月三十一日における所得税法施行令第百五条第一項の規定により算出した取得価額

二　当該適用控除対象設立特定株式に係る適用年の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を当該適用年の十二月三十一日において有する当該適用控除対象設立特定株式に係る同一銘柄株式の数で除して計算した金額

イ　当該適用年において当該適用控除対象設立特定株式以外の適用控除対象設立特定株式（ロにおいて「他の適用控除対象設立特定株式」という。）がない場合　適用額から二十億円を控除した残額

ロ　当該適用年において他の適用控除対象設立特定株式がある場合　適用額から二十億円を控除した残額に、当該適用控除対象設立特定株式の取得に要した金額（第三項の規定により計算される同項に規定する取得に要した金額をいう。ロにおいて同じ。）と当該他の適用控除対象設立特定株式の取得に要した金額との合計額のうちに占める当該適用控除対象設立特定株式の取得に要した金額の割合を乗じて計算した金額

8　前項の規定の適用がある場合において、適用控除対象設立特定株式の取得をした同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、当該適用控除対象設立特定株式に係る同一銘柄株式を同項の適用年の翌年以後最初に譲渡又は贈与をする時までに、同項の規定の適用がある旨その他の財務省令で定める事項を当該適用控除対象設立特定株式に係る特定株式会社（当該特定株式会社であつた株式会社を含む。以下この項及び次項において同じ。）に通知しなければならない。この場合において、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、当該翌年以後の各年において当該同一銘柄株式の譲渡又は贈与をしたときは、遅滞なく、当該特定株式会社にその旨、当該譲渡又は贈与をした日及び当該同一銘柄株式の数その他の財務省令で定める事項を通知しなければならない。

9　法第三十七条の十三の二第一項に規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、払込みにより取得をした特定株式会社の設立特定株式（前項前段の規定により通知を受けた特定株式会社の適用控除対象設立特定株式で令和五年四月一日以後に払込みにより取得をしたものに限る。）に係る同一銘柄株式をその払込みによる取得があつた日の属する年の翌年以後の各年において譲渡又は贈与をした場合において、当該特定株式会社が前項後段の規定による通知その他の事由により当該譲渡又は贈与があつたことを知つたときは、当該特定株式会社は、その知つた日の属する年の翌年一月三十一日までに、その知つた旨その他の財務省令で定める事項をその所在地の所轄税務署長に通知しなければならない。

10　法第三十七条の十三の二第一項の規定の適用がある場合における法第三十七条の十及び第三十七条の十一の規定の適用については、法第三十七条の十第一項及び第三十七条の十一第一項中「計算した金額（」とあるのは、「計算した金額（第三十七条の十三の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

第二十五条の十三第五項中「第六号イ、ハ若しくはニ」を「第六号イ若しくはハ」に、「第二十九項」を「第三十二項」に、「並びに次条第二項及び第三項において「特定累積投資勘定」を「において「特定累積投資勘定」に、「法第三十七条の十四第五項第八号」を「同項第八号」に、「並びに次条第二項及び第三項において「特定非課税管理勘定」を「において「特定非課税管理勘定」に改め、同条第六項第一号中「並びに第二十五項第一号及び第二号」を「及び第二十三項第一号」に改め、同条第八項中「又は同項第六号ニ」を削り、同項第一号中「及び第二十七項」を「並びに第二十五項第一号及び第二号」に改め、同条第九項中「又は特定非課税管理勘定」を削り、「及び第二十七項」を「並びに第二十五項第一号及び第二号」に改め、同条第十項第二号中「及び第二十九項第三号」及び「並びに第二十九項第三号及び第四号」を削り、同条第十二項第一号中「第二十五項第四号ロ⑵並びに」を削り、同項第十一号中「について」を「（当該二以上の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定のみに係る同一銘柄のものを除く。）について」に、「、累積投資勘定又は特定非課税管理勘定への」を「又は累積投資勘定への」に改め、同条第十三項中「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定への」を「又は累積投資勘定」に改め、同条第十四項中「、第五号ロ及び第七号ロ」を「及び第五号ロ」に改め、同条第十五項中「第二十五項第四号イ⑶」を「第二十三項第三号ロ」に、「書類」を「もの」に改め、同条第十六項中「次に掲げる上場株式等」を「継続適用届出書提出者が出国をした日からその者に係る帰国届出書の提出があつた日までの間に取得をした上場株式等であつて同号イに掲げるもの」に改め、同項各号を削り、同条第十七項第一号中「第二十五条の十の二第十五項に規定する住所等確認書類」を「住民票の写しその他の財務省令で定める書類」に、「特定署名用電子証明書等（同項に規定する特定署名用電子証明書等」を「署名用電子証明書等（法第三十七条の十一の三第四項に規定する署名用電子証明書その他の同項に規定する電磁的記録であつて財務省令で定めるもの」に、「特定署名用電子証明書等に」を「署名用電子証明書等に」に改め、同条第二十項中「又は同項第六号ニ」を削り、同条第二十一項第一号中「第二十四項」を「次項」に改め、同条第二十二項及び第二十三項を削り、同条第二十四項中「第三十七条の十四第五項第四号ハ」を「第三十七条の十四第五項第四号ロ」に改め、「定める累積投資上場株式等」の下に「（同号に規定する累積投資上場株式等をいう。以下この項において同じ。）」を加え、同項を同条第二十二項とし、同条第二十五項第一号中「第三十七条の十四第五項第六号ハ⑴」を「第三十七条の十四第五項第六号ハ」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　法第三十七条の十四第五項第六号ハに掲げる上場株式等で次のいずれかに該当するもの

イ　その上場株式等が上場されている金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているものその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定めるもの

ロ　公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口（ロにおいて「投資口」という。）又は特定受益証券発行信託の受益権で、同法第四条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款（当該証券投資信託が外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類するもの。ハにおいて「委託者指図型投資信託約款」という。）、同法第六十七条第一項に規定する規約（当該投資口が同法第二条第二十五項に規定する外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類するもの）又は信託法第三条第一号に規定する信託契約において法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（第十五項第二号に規定する目的によるものを除く。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの

ハ　公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款に第十五項第一号及び第三号の定めがあるもの以外のもの

第二十五条の十三第二十五項第四号及び第五号を削り、同項を同条第二十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

24　第十七項の規定は法第三十七条の十四第五項第六号の金融商品取引業者等の同号の規定による確認について、第十八項の規定は同号に規定する住所その他の政令で定める事項について、それぞれ準用する。この場合において、第十七項中「第三十七条の十四第五項第四号」とあるのは、「第三十七条の十四第五項第六号」と読み替えるものとする。